

日本赤十字秋田看護大学ガバナンス・コードに係る点検結果報告書

〈1〉 法人本部点検事項 [] 大学点検事項

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

- (1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等 〈1〉 [1]
- (2) 中期的（5年）な計画の策定と実現に必要な取組みについて 〈1〉 [1]
- (3) 私立大学の社会的責任等 〈1〉 [1]

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

2-1 理事会

- (1) 理事会の役割 〈1〉

2-2 理事

- (1) 理事の責務 〈1〉
- (2) 学内理事の役割 〈1〉
- (3) 外部理事の役割 〈1〉

2-3 監事

- (1) 監事の責務 〈1〉
- (2) 監事の選任 〈1〉
- (3) 監事監査基準 〈1〉
- (4) 監事業務を支援するための体制整備 〈1〉

2-4 評議員会

- (1) 諮問機関としての役割 〈1〉
- (2) 評議員から意見を引き出す議事運営法の改善 〈1〉
- (3) 学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員¹の業務執行状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴すること 〈1〉
- (4) 監事選任の審議、当該監事の資質や専門性についての検討 〈1〉

2-5 評議員

- (1) 評議員の選任 〈1〉
- (2) 評議員へのサポート 〈1〉

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

3-1 学長

- (1) 学長の責務（役割・職務範囲） [1]
- (2) 学長補佐体制（経営会議・学部長・研究科長の役割） [1]

3-2 教授会

- (1) 教授会の役割（学長と教授会の関係） [1]

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

4-1 学生に対して

- ① 学部ごとの3つの方針（ポリシー）の明確化 [1]
- ② 自己点検・評価の実施、公表と結果の活用 [1]
- ③ ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因への対処 [1]

4-2 教職員等に対して

- (1) 教職協働 [1]
- (2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD
 - ① ボード・ディベロップメント：BD 〈1〉 [1]
 - ② ファカルティ・ディベロップメント：FD [1]
 - ③ スタッフ・ディベロップメント：SD [1]

4-3 社会に対して

- (1) 認証評価及び自己点検・評価 [1]
- (2) 社会貢献・地域連携 [1]

4-4 危機管理及び法令遵守

- (1) 危機管理のための体制整備 [1]

(2) 法令遵守のための体制整備		[1]
第5章 透明性の確保 (情報公開)		
5-1 情報公開		
(1) 法令上の情報公開	< 1 >	[1]
(2) 自主的な情報公開	< 1 >	[1]
(3) 情報公開の工夫	< 1 >	[1]

※ 点検結果の状況について、次の中から該当する数字をカッコ内に記入し、2又は3の場合は適合していない事項とその進捗状況及び今後の対応予定を上記に記入する。

1：すべて適合 2：一部適合なし 3：すべて適合なし

※ 法人本部点検事項は、毎年度点検のうえ、2月末に各大学に結果を通知する。

(令和6年3月 点検)